

経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第27条)

 **東京厚生信用組合**

《ダイジェスト版》

平成26年3月



全国信用協同組合連合会

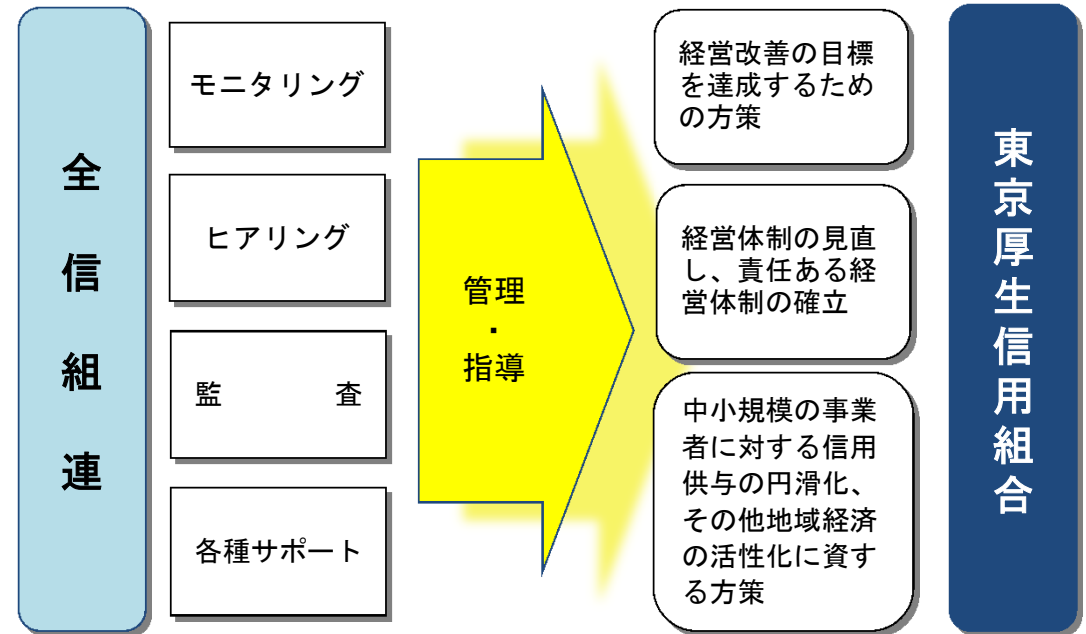
1. 経営強化指導計画の策定にあたって

当会は、東京厚生信用組合が業域及び地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、当信用組合がこれまで以上に安定的かつ円滑な資金供給を実施していくために、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能強化法を活用することにより、当信用組合の財務基盤について更なる強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、東京厚生信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に業域及び地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、同組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

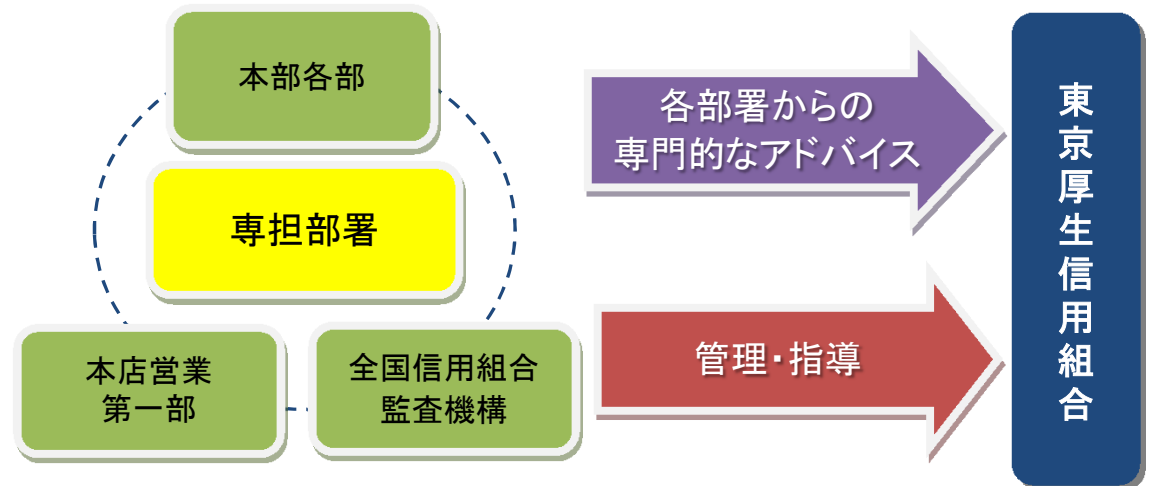
2. 経営指導方針

- (1) 東京厚生信用組合が実施する中小規模事業者への金融円滑化や業域及び地域経済の活性化に向けた取組みについて、適時・適切に指導いたします。
- (2) 東京厚生信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、最大限の指導を行ってまいります。



3. 経営指導体制

指導専担部署が本部各部や本店営業第一部と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



4. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・ 履行状況報告等を通じて進捗状況の管理と指導を実施いたします。

②モニタリング、ヒアリング

- ・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導を実施いたします。
 - 定期的な「トップとの協議」、「月次ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」、「出向者協議会」等

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・ 全国信用組合監査機構の監査により、経営実態把握と経営改善に向けたアドバイスを実施いたします。

④計画達成に必要な措置

- ・ 当会職員の出向派遣の継続等、人的支援を実施いたします。
- ・ 外部機関との連携強化や「しんくみりカバリ」の活用等により取引先の事業再生支援への取組みをサポートしてまいります。
- ・ 資金運用・リスク管理の強化に向け、有価証券、ALM等に関するサポートを行ってまいります。

5. 買取りを求める優先信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額

優先信託受益権 50億円

(2) 算定根拠

東京厚生信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となる額

(3) 内容

1	信託	東京厚生信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	50億円
4	優先配当の方法	<ul style="list-style-type: none">・ 確定配当（非累積）・ 信託財産等からの収益が確定配当額を下回った場合は、優先信託受益権配当準備金を取り崩して配当に充当・ 初年度配当の支払原資が未充足の場合には、貸付予約契約を発動し全信組連からの借り入れで不足分を補う
5	信託設定日	平成26年3月31日
6	受益権譲渡日	平成26年3月31日
7	信託期間	25年（延長可能）
8	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権元本の割合に応じた数とする

～金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）～

